

「国立市公共施設等総合管理計画」改訂内容基本概要(案)

1. 改訂理由

- (1) 総務省による総合管理計画策定方針(R4.4.1 発出)に準じた項目の見直し。
- (2) 保全対策に関する技術等の促進および、それに伴う検討要素の拡大。
- (3) 策定から6年経過したことによるデータ更新等、全体的見直し。

2. 改訂条件(案)

- (1) 総務省指針によるものは、今回の改訂で全て対応する。

新たに記載が必要なもの	
(項目)	(検討・対応等事項)
改訂年度の表記	総合基本計画等のスケジュールと合わせた改訂・見直し時期の明記
脱炭素化の推進方針	環境政策課作成の計画に基づく事を明記
統合や廃止の推進方針	既にある基本方針の記述を見直す
記載等はされているが、追加の検討・対応が必要なもの	
(項目)	(検討・対応等事項)
財源見込	充当可能な地方債、基金等の財源の見込 ← 政策経営課と協議し検討する
有形固定資産減価償却率	決算翌年度末までに毎年度更新することとされている ← 毎年度更新の事務作業(固定資産台帳引用)
施設概要等	① 利用状況の把握
	② 保全対策の実績

- (2) 計画期間は変更しない。2017~2066年の50年間とする。
 (理由) 公共施設保全計画と期間を合わせることで、長期的な展望で見通しが可能なため。
- (3) 現計画で定めている「公共施設等マネジメント基本方針」は改定しない。
 (理由) 3つの基本方針は総合的な方針であり、まちの将来像実現のための方針であることから基本構想と足並みを揃えた見直しを図っていくこととする。ただし、基本方針実現のための取組み(内容)については、改定の対象として記述の確認を行う。
 【基本方針1】 市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備
 【基本方針2】 規模・配置の適正化
 【基本方針3】 効果的・効率的な管理運営
- (4) 章立ての基本構成(5章立て)は現計画のままとする。必要に応じて項目の追加、変更などを検討する。

3. 引用数値、データの取扱い

令和4(2022)年/年度の数値を基準として修正する。推計値など数年間の数値を引用しているものも、新基準から遡って各年/年度の数値を用いることとする。

基準と異なる期間を採用する場合は、注釈にてその理由を明示する。

以上